

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 鹿屋市朝日町7番21号

氏名 株式会社 カナザワ

代表取締役 金沢 幸一

一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたものであることを証する。

令和4年2月28日

東串良町長

宮原 順



事業の範囲	事業の内容	一般廃棄物収集運搬業
	一般廃棄物の種類	可燃、不燃、資源ごみ
許可の期間		令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで
作業区域		東串良町全域
最終処分先		肝属地区清掃センター、(株)カナザワ
許可の条件		1 職務遂行に当たっては、関係法令、条例等の規定を遵守し、かつ、町長の指示に従わなければならない。 2 町長の承認を受けないで許可によって生じた権利、義務を他人に譲渡してはならない。
許可の更新及び変更の状況		令和 年 月 日 許可証交付 (新規) 令和 年 月 日 許可証交付 (変更) 令和 2 年 3 月 1 3 日 許可証交付 (更新)